

中国における省エネ政策について—目標再分配制度を中心に

Energy policy in China: target allocating system

Zhen Jin, Jusen Asuka, Takeshi Kuramochi

1. 背景

2010年、COP16のカンクン会議において、中国政府は、2020年までに、GDPあたりのCO₂排出量を2005年比40%～45%削減する目標(以下、中期目標)を掲げた。この目標を達成するための具体策として、12次5カ年計画にておいてGDP当たりのCO₂排出量を17%削減する目標(以下、CO₂目標)を確立し、さらに、CO₂目標達成に向けた政策枠組みを示した国務院決定(以下、国務院決定41号)を発表し、そこで、エネルギー原単位-16%の目標(2010年比、以下、省エネ目標)やエネルギー消費における非化石エネルギー割合を11.4%までに向上させる目標、森林面積を21.66%までに増大させる目標などを掲げた。とりわけ、省エネ目標の実現を、CO₂目標達成の中心課題として位置付けている。

国務院決定41号では、目標達成の実効性を確保するため、国家目標を法的拘束力のある地方政府ごとの目標に割り振り、その実現を地方政府に義務付ける制度、いわゆる国家目標再分配制度を導入した。同じ制度は、すでに、11次5カ年計画において掲げた省エネ目標(2010年まで、2005年比エネルギー原単位-20%)の実現政策として導入され、目標達成に大きな役割を果たした。その政策効果が認められ、12次5カ年計画においては、CO₂目標の政策分野までに拡大導入された。

以上の点に鑑み、本研究では、11次5カ年計画において実施された省エネ国家目標再分配制度の仕組みや実効性確保措置、課題について検討し、12次5カ年計画における改善点等について明らかにすることによって、CO₂目標の達成の実現可能性についての示唆を得ることを目的とする。

調査方法は、省エネ政策関連の法令、通達、計画や学術論文、中央政府および地方政府公式ホームページ上公開資料等を対象とした文献調査を中心とする。

2. 11次5カ年計画期間における省エネ国家目標再分配制度について

2.1 国家目標再分配制度の仕組み

(1) 定義、目標分配プロセス

国家目標再分配制度とは¹、中央政府が、法的拘束力を有する国家発展計画において掲げた国家目標を、地方政府(主に、省級政府)レベルの目標に再配分し、その実現を地方政府の長や政策担当者に義務付ける仕組みを指す。具体的な流れは、11次5カ年国家発展計画において「法的拘束力」のある省エネ目標(2005年比エネルギー原単位20%減)を根拠に、中

¹ 本制度に関しては、金振、馬場健司、田頭直人(2010)『中国における環境配慮型都市政策—政策形成・執行過程における中央政府と地方政府との関係を中心に—』電力中央研究所報告(Y10038)、が詳しい。
<http://criepi.denken.or.jp/jp/kenkikaku/report/detail/Y10038.html>

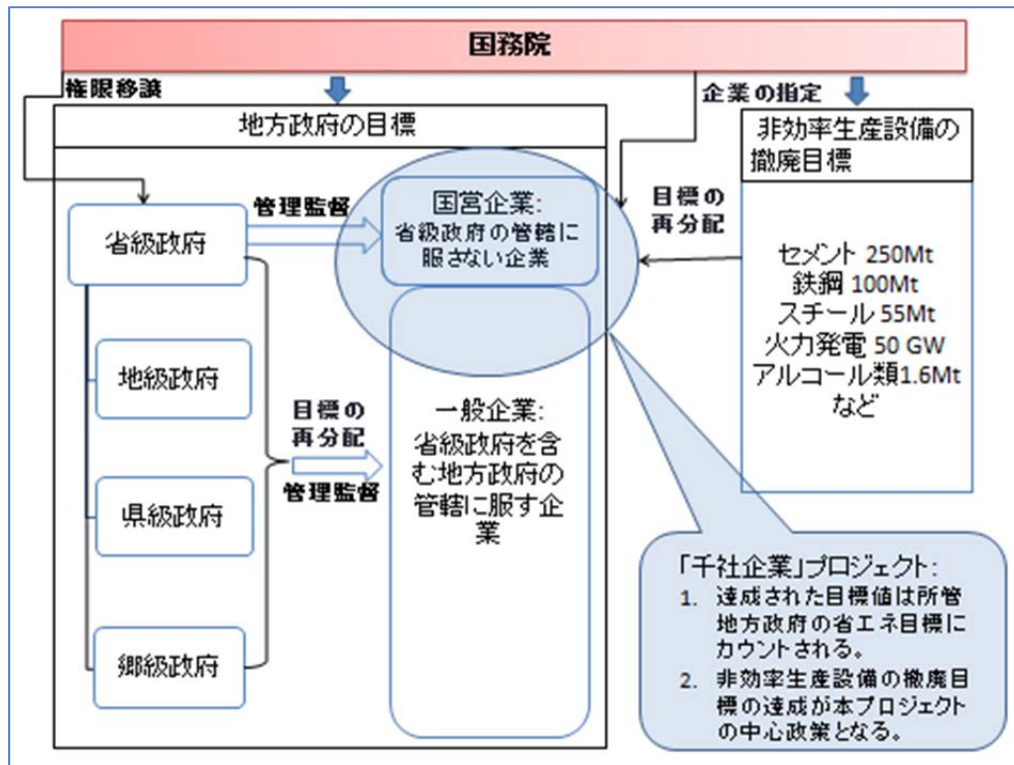


図1 国家目標再分配制度の仕組み

中央政府(国务院およびその構成機関²である国家発展委員会)がその目標を31の省級政府レベル(22の省, 5の自治区, 4の直轄市, 以下, 省級政府)の目標に細分し, 国务院決定29号³にて再配分する。それを受けた省級政府がさらに下位の地方政府目標に再分配する法的責務を負う。また, 省級政府およびその下位の地方政府は, さらに地方目標を, それぞれの管轄区域におけるエネルギー大量消費企業ごとの目標に細分化する(図1)。

中国の憲法および「中華人民共和国地方各級人大(人民代表大会)および地方人民政府組織法」(55条)上, 地方政府は, 国务院の統一的な「領導(指揮・監督)」に服従する国家行政機関として位置づけられており, 中央政府と地方政府との間(国务院と省級政府, 省級政府とその下級政府)には明確な指揮・監督関係が存在している。

² 行政機関としての国务院は, 総理, 副総理, 国务委員, 各部長, 各委員会主任, 審計長, 秘書長によって構成されており, 国家政策の重要方針等は, 国务院常務会議(総理, 副総理, 国务委員, 秘書長), 国务院全体会議の審議を経て決定される。また, 国务院構成機関には, ①国务院弁公庁, ②国务院組成部門(環境部, 發展委員会など27部委), ③国务院直属特設機構(1委員会), ④国务院直属機構(体育総局, 税務総局など15局, 署。通常, 部委が上級機関となる。), ⑤国务院弁事機構(国务院僑任弁公室など4室), ⑥国务院直属事業單位(新華通訊社, 中国科学院など, 14の社, 院, 局, 委員会, 理事会), が含まれる。

³ 詳細は, 国务院決定(2006年)29号『中華人民共和国經濟と社会發展第11次5カ年計画綱要』の主要目標および任務分配の実施についての国务院の通知, を参照。

また、憲法 89 条 5 項によれば、国務院は、国家発展計画の（Ⅰ）策定権限および（Ⅱ）執行権限を有すると定めており、（Ⅱ）に関しては、さらに国務院令（日本の政令に相当）、国務院決定および国務院命令の制定権が認められている（憲法 89 条 1 項、立法法 56 条 2 項）。また、地方政府組織法 59 条 5 項は、国家発展計画の実施を地方政府の「職責」とされており、職務命令を執行拒否した地方政府の主要責任者に対し上級政府は、懲戒処分（行政機関公務員処分条例[国務院令]19 条、34 条～36 条：厳重注意、戒告、降格、停職、免職）を行うことができる。つまり、国によって分配された国家目標に対し、地方政府は執行の拒否をすることはできず、仮に拒否したとしても懲戒権限の発動が予定されているため、国家目標再分配制度には強い拘束力が働く仕組みとなっている。

表 1 各省級政府の省エネ目標値(2006 年)

地区	2005年基数 (石炭換算t/万元)	2010年目標 (石炭換算t/万元)	削減目標 (%)	目標値算定基準
全国	1.22	0.98	20	①5カ年計画期間中、地方政府の自ら定めた20%以上の削減目標値は原則、そのまま認める。 ②削減目標値を定めていない場合、定めた目標値が20%以下である場合は、国がその地域の発展水準、産業構造、エネルギー消費総量、1人当たりのエネルギー消費量、エネルギー自給水準など、に基づいて算定する。
北京市	0.8	0.64	20	
天津市	1.11	0.89	20	
河北省	1.96	1.57	20	
山西省	2.95	2.21	25	
内モンゴル(自治区)	2.48	1.86	25	
遼寧省	1.83	1.46	20	
吉林省	1.65	1.16	30	
黒龍江省	1.46	1.17	20	
上海市	0.88	0.7	20	
江蘇省	0.92	0.74	20	
浙江省	0.9	0.72	20	
安徽省	1.21	0.97	20	
福建省	0.94	0.79	16	
江西省	1.06	0.85	20	
山東省	1.28	1	22	
河南省	1.38	1.1	20	
河北省	1.51	1.21	20	
湖南省	1.4	1.12	20	
広東省	0.79	0.66	16	
広西(自治区)	1.22	1.04	15	
海南省	0.92	0.81	12	
重慶市	1.42	1.14	20	
四川省	1.53	1.22	20	
貴州省	3.25	2.6	20	
雲南省	1.73	1.44	17	
チベット(自治区)	1.45	1.28	12	
陝西省	1.48	1.18	20	
甘肅省	2.26	1.81	20	
青海省	3.07	2.55	17	
寧夏(自治区)	4.14	3.31	20	
新疆(自治区)	2.11	1.69	20	

●参考文献: 国務院通知『国務院关于“十一五”期间各地区单位生产总值能源消耗降低指标计划的批复(国函[2006]2006]94号)』

表 1 にみるように、国によって分配された省級政府の省エネ目標値は、一律ではなく、例えば、削減目標の一番低い地方政府(海南省)と一番高い地方政府(吉林省)の間には、2.5 倍以上の差があることがわかる。これらの目標値は、地方政府の自己申告に基づく目標値と

中央政策担当部署の算出による目標値に大きくわけることができる。地方政府の提出した宣言目標が全国平均値を上回る場合はそのまま地方目標として認め、全国平均値を下回る場合やそもそも宣言目標が提出されていない場合には、各地域における発展水準、産業構造、エネルギー消費総量、1人当たりのエネルギー消費量、エネルギー自給水準等に基づき、国家発展委員会が地方政府との協議等を経て、取りまとめることとなっている。2008年に国による中間評価が行われ、最終評価は2010年に行われる。

確定した地方目標に基づき、省級政府および下級地方政府は、所管エリアに立地する企業にさらに目標を割り振ることによって、さらに省エネ目標の細分化を図る。

(2) 補完的な仕組み

省エネ目標の達成効果を高めるため、国務院は、企業の非効率生産設備を強制的に撤廃させる制度(以下、産業グレードアップ目標制度)も導入しており、地方政府の省エネ目標とリンクさせる運用を行っていた。産業グレードアップ政策とは、「産業構成の適切化の促進に関する国務院決定」(2005年)に基づき、エネルギー効率の低い、または、環境汚染リスクの高い生産設備を、段階的かつ強制的に淘汰させる制度である。この政策を推し進めるため、国務院決定17号(2007年)⁴は、小規模火力発電所の閉鎖(計50GW)や小規模鉄鋼生産設備の淘汰(100Mt)など、13の産業部門、計118Mtceの省エネ効果に相当する産業目標を定めた(11次5カ年計画期間中の目標)。省エネ目標再分配制度同様、中央政府によって各省級政府ごとの目標に再分配され、それを受けた省級政府は、さらに下級政府目標に細分し、省級政府およびその下級政府による企業レベルまでの目標配分が行われる。省エネ目標は、国によって定められた商品原単位を軸に、企業ごとの省エネ量が計算される。国は、全体目標を一年ごとの目標に細分し、それを通達にて地方政府に再分配し、毎年、達成状況の評価を行っていた。全国の取組状況を公表、集計評価を企業の産業目標への取組によって達成した省エネ効果は、企業が立地している地方政府の省エネ目標の成果としてカウントされる(図1)。

以上のほか、国務院は、中国のエネルギー消費の33%を占める1008企業(2004年エネルギー消費量0.018Mtce以上の企業)を「千社企業」と指定し(国営企業も含む)、100Mtce省エネ総量目標を企業ごとに振り割り、その達成を義務付ける企業省エネ目標制度も導入している。「千社企業」の指定は中央政府(国家発展委員会および国家統計局)が行い、企業に対する管理、監督は省級政府が行う。これらの企業の中には、本来であれば地方政府の管轄には服さない198の国営企業⁵も含まれているが、これらについても省級政府が中央政府による権限移譲に基づき管理を行う。また、国営企業を除いた対象企業の省エネ総量目標

⁴ 詳細は、国務院通達(2007)15号「省エネおよび汚染物質総量削減政策の実施方案に関する国務院の通達」を参照。

⁵ 詳細は、「中央企業の省エネ、汚染物質削減の実施に関する管理規定」国有資産管理委員会令23号(2010)を参照。

は、省級政府によって決定される⁶(図 1)。これらの企業の目標の達成状況は、毎年集計され、公表される。国営企業およびその他の企業の目標達成効果は、同じく、地方政府の省エネ目標にカウントされる。

産業目標や省エネ総量目標は、地方政府による目標の割り振りの実効性、適切性を担保するものであり、企業の省エネ負担を増やすための制度ではないため、これらの目標値は上乘せではなく相殺関係にあり、また、地方政府によるダブルカウントも許されない。また、「千社企業」制度は、企業の省エネマネジメントや省エネ統計の全国的な仕組みの構築を念頭においた実験事業としての性質も併せ持つ制度である点も興味深い。

以上にみるように、企業の省エネ目標は、地方政府より分配されるものと国によって分配される目標(産業目標、省エネ総量目標)が含まれており、特に、国営企業の場合、目標は国によって決定されるものの管理、監督は省級政府が行うという、国と地方政府の役割分担がみられる。

2.2 実効性確保手法

前記国務院決定 17 号は、目標再分配制度の実効性の確保措置として、目標達成状況と地方政府の責任者の人事評価制度とリンクし、目標が達成できない場合は一票否決制度や問責制度を導入している。

「一票否決」制度とは、政府および所管部署(省・市・県発展開発委員会主任、環境局長など)の責任者の他の評価総合点が高くても省エネ目標の達成に関する成績が不合格であれば、人事評価(昇進)の前提となる年末表彰や名誉・称号認定(個人および団体)を受ける資格が剥奪される制度をいう(国営企業や地方政府出資の公的企業の責任者にも適用される)。

「問責制度」は、目標達成できなかった場合の政府主要責任者の政治的責任を問う制度であり、場合によっては免職措置が取られる場合がある。

そのほか、目標達成状況が厳しい地域においては、所管区域内に立地する投資事業の事業計画確認申請⁷や環境影響評価申請(環境評価法 16 条)⁸の受付・認可も止められるほか、国による地方インフラ支援の制限措置も取られる場合もある。地域 GDP 成長に貢献の大きい投資事業や国のインフラ支援が制限されることは、地方政府の主要責任者の政治生命にとって大きなマイナスとなる。

目標を達成していない企業の場合、行政による立ち入り調査の対象となり、虚偽記載などの違反事実が確認される場合、違反事実の公表などの措置が取られる。また、淘汰すべき生産設備であるにも関わらず撤廃しなかった場合、その設備によって生産された製品の

⁶ 詳細は、発展改革委員会通達(2006)571 号「千家企業省エネ取組の実施方案に関する通達」を参照。

⁷ 中国では、投資事業(外資投資も含む)が国の産業政策に合致するか否かの審査する制度がある。法律上の制度ではなく国務院決定(日本の閣議決定にある)、国家発展委員会令『企業投資項目核准暫行办法』に基づく許認可・確認制度であり、企業自主決定権の確保の観点から審査対象を整理し、中央と地方との審査権限の再分配等について定めたものである。

⁸ 中国の環境評価法、『中华人民共和国环境影响评价法』(2003 年 9 月 1 日施行) 16 条、に基づく制度である。

国内市場への流通禁止、電力料金の引き上げ、企業に対する各優遇政策の撤廃などの措置が取られる。

2.3 目標達成状況

2011年に公表された統計資料によると、中国全体の省エネ目標達成値は19.1%とされ、概ね国家目標が達成したとされる。新疆を除いたすべての省級地方政府は目標を達成しており、特に、北京市の場合は、所定目標-20%を大きく超える-26.59%の削減が実現できた⁹(表2)。

また、産業グレードアップ制度の場合、所定目標の118Mtceを達成したとの発表はあるが、正確な統計データは公表されていない。一部の産業部門別の達成結果、例えば、小規模火力発電所の閉鎖(76.828GW)や小規模鉄鋼生産設備の淘汰(120Mt)の結果は、公表されており、いずれも初期目標を大きく超えている¹⁰。

「千社企業」制度の場合、対象となる866企業(統・廃合企業数を反映したもの)のうち、目標が達成できていない企業はわずか15社のみである。そして、達成した省エネ総量は、当初の100Mtceを大きく超える165.49Mtceに達している。

2.4 11次5カ年計画時における問題点

中国国内における報道等¹¹によれば、中国各地で計画外停電を行うことによって目標を達成しようとする違法な取り組みが横行し、大きな社会問題になっている¹²。地方政府の責任者にかかなりの目標達成の圧力がかかっていることが窺える。省エネ目標再分配制度については、以下のような反省点が指摘できる。

第1に、実現可能性の欠けた目標設定や不合理な目標決定プロセスの問題。表2にみるように、2010年時点において目標を達成されたとする、山西省、内モンゴル、吉林省、のエネ目標は、2006年に決定した当初の目標より低く設定されていることがわかる。それは、2008年に実施された中間評価において、これらの地方政府の目標の実現可能性が乏しいと判断されたため、地方政府と中央政府との協議の末、目標値を下方修正した経緯がある。

⁹ 2011年6月7日付の統計局公布を参照。

http://www.stats.gov.cn/was40/gjtjj_detail.jsp?channelid=75006&record=12

¹⁰ この点については、以下を参照。

http://news.xinhuanet.com/energy/2011-10/01/c_122114582.htm(中国語)

¹¹ このような社会問題は中国で「拉闸限电」と称され、関連記事も多数存在しており、以下のURにおける報道は、その一例である。

http://news.ifeng.com/mainland/special/2010fazhilanpishu/caijingpian/detail_2010_12/27/3714290_0.shtml

¹² このような混乱を是正するため、国務院は、違法、不当な停電措置の禁止に関する緊急通知を発し、混乱の是正を図り、共産党直属のインターネット新聞「人民網」においても、監視投稿サイトを開設し、情報の書き込みを呼びかけており、2010年末まで、すでに1000件以上の情報が寄せられた。共産党直属のインターネット新聞「人民網」においても、監視投稿サイトを開設し、情報の書き込みを呼びかけており、2010年末まで、すでに1000件以上の情報が寄せられている。以下のウェブサイトを参照。

http://comments.people.com.cn/bbs_new/filepool/htdoc/html/02d06fbd945c42f13106beabb5ffa44cfb4e3c7/b11171127/1_11171127_1.html

これは、そもそも実現可能性に関する十分な検証を経ていない地方政府の自己申告目標を、国がそのまま「鵜呑み」してしまっただけのところにあるとする指摘がある¹³。

第 2 に、制度の運用状況を把握できるモニタリングシステムの不在の問題。産業グレードアップ制度や「千社企業」制度の場合、一年ごとの評価が行われたのに対し、地方政府の省エネ目標は最終評価を除けば 2008 年の中間評価しか行っていない。それは、地域ごとの省エネ取組について MRV(測定, 報告, 評価)システムすらまだ確立できていない状況に

表 2 11 次 5 年計画時の目標達成状況, 12 次 5 年計画時の目標

地 域	11 次 5 年計画 (2006-2010)		12 次 5 年計画 (2011-2015)	
	目標 (%)	達成状況 (%)	2015 年 目標 (%)	2005 年比 (%)
全国	-20	-19.1	-16	-32
北京市	-20	-26.59	-17	-39.1
天津市	-20	-21	-18	-35.2
河北省	-20	-20.11	-17	-33.7
山西省	-22 (修正前の目標 -25)	-22.66	-16	-35
内モンゴル	-22 (修正前の目標 -25)	-22.62	-15	-34.2
遼寧省	-20	-20.01	-17	-33.6
吉林省	-22 (修正前の目標 -30)	-22.04	-16	-34.5
黒龍江省	-20	-20.79	-16	-33.5
上海市	-20	-20	-18	-34.4
江蘇省	-20	-20.45	-18	-34.8
浙江省	-20	-20.01	-18	-34.4
安徽省	-20	-20.36	-16	-33.1
福建省	-16	-16.45	-16	-29.8
江西省	-20	-20.04	-16	-32.8
山東省	-22	-22.09	-17	-35.3
河南省	-20	-20.12	-16	-32.9
河北省	-20	-21.67	-16	-34.2
湖南省	-20	-20.43	-16	-33.2
広東省	-16	-16.42	-18	-31.5
広西	-15	-15.22	-15	-27.9
海南省	-12	-12.14	-10	-20.9
重慶市	-20	-20.95	-16	-33.6
四川省	-20	-20.31	-16	-33.1
貴州省	-20	-20.16	-15	-32.1
雲南省	-17	-17.41	-15	-29.8
チベット	-12	-12	-10	-20.8
陝西省	-20	-20.25	-16	-33
甘肅省	-20	-20.26	-15	-32.2
青海省	-17	-17.04	-10	-25.3
寧夏	-20	-20.09	-15	-32.1
新疆	-20	-11.9	-10	-18

Source: http://www.sdpc.gov.cn/fzgh/zcfg/t20061106_91998.htm
http://www.stats.gov.cn/tjdt/zygg/gjtjgg/t20110610_402731394.htm
http://www.gov.cn/zwgk/2011-09/07/content_1941731.htm

¹³ 詳細は、以下を参照。Feng Jie, Yuan Duanduan (2011) Behind China's green goals, *china dialogue*.
<http://www.chinadialogue.net/article/show/single/en/4181-Behind-China-s-green-goals>

において、全国的な評価は無理があったからである。中国の MRV システムについて、様々な研究が行われているので、ここでの言及は省略する。

第 3 に、多様な目標達成手法の欠如の問題。中国国内において、計画外停電が多発した事態を招いた目標再分配制度は、トップダウン式行政手段(目標再分配)や規制手法を中心に設計された制度であり、より柔軟な制度設計を主張する声が高まっている。例えば、省エネ目標の超過達成量取引制度や省エネ証書取引制度の導入に関する議論が、まさに、このような主張の典型例である。

3. 12 次 5 年計画期間における改善点

以上のような反省点に基づき、12 次 5 年計画期間における省エネ目標再分配制度の導入において、以下のような改善策を講じた。

まず、12 次 5 年計画において、地方政府の現状に配慮した目標決定手法や決定プロセスを導入した。図 2 は、11 次 5 年計画時および 12 次 5 年計画時における省エネ地方目標の決定過程についてまとめたものである。まず、地方が提出した目標値が国の平均目標値以上であれば原則認めるような運用をやめ、国と地方による検証・協議のプロセスを強化した。地方が提出した目標に対し、国は修正意見を加え、地方が修正意見の参考に目標値を再修正し提出するサイクルを 2 往復することによって、国と地方による協議体制を整えた。つぎに、地方目標が、国家発展委員会が策定した目標分配案を国务院の認可をもって正式決定する 11 次 5 年計画時と異なり、目標分配案についての最終判断は全国人民代

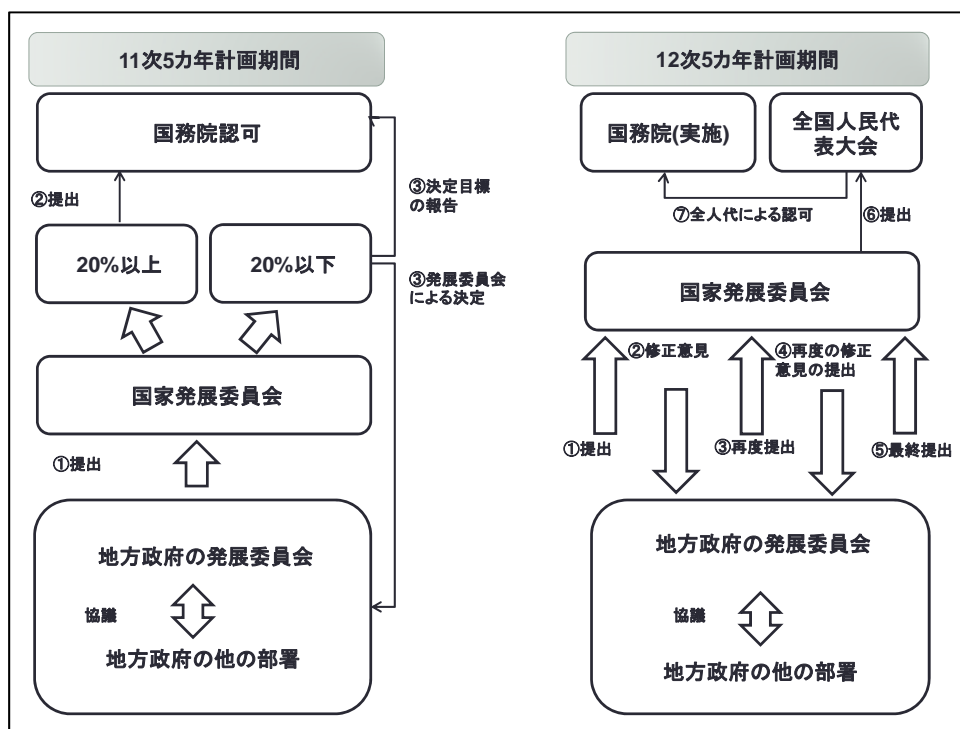


図 2 11 次および 12 次 5 年計画時における目標決定プロセス

表大会(国会)が行う意思決定プロセスに変更された¹⁴。また、各地域の経済発展状況を勘案し、あらかじめ、地方政府を、①沿岸部発展地域(上海市、浙江省など)、②発展地域(北京市、天津市、河北省など)、③中部地域(河南省、河北省など。比較的経済発展が遅れている地域)、④西部地域(青海省、広西など。経済発展が遅れている地域)、に分類した上、目標分配の調整を行った。表2にみるように、11次5カ年時に比べ、①、②に分類される北京、天津市、上海市、浙江省などの目標値は、国家平均目標値より高く設定されているのに対し、③、④に分類される河北省や貴州省などの地域は、経済発展水準が比較的に低いため、平均目標値より低く設定された。地域における経済発展の公平性に配慮した措置ともいえる。

つぎに、省エネ目標再分配制度の実効性を確保すべく、国務院は、全国地域ごとのエネルギー消費状況等をリアルタイムで計測し、早期対策の導入指示を発令するモニタリングシステム、直訳すると「エネルギー消費総量予測、警報システム」を2015年までに導入することを決定した¹⁵。このシステムが導入されれば、地方政府ごとのエネルギー消費状況はリアルタイムで国に監視され、エネルギー消費量の増加が著しい地域に対しては、国による指導、措置命令が発せられる。

また、目標達成手法の多様化をはかり、2015年をめどに、全国レベルの省エネ証書取引制度やカーボンマーケットのような市場メカニズムの導入も決定している。

補足になるが、11次5カ年計画期間中に導入された産業グレードアップ制度や企業省エネ目標制度も、12次5カ年計画期間において続行されるが相違点もある。前者の場合、制度の適用を受ける産業の分野が11次5カ年計画時の13分野より19分野に拡大された。後者の場合、制度の適用対象となる企業数は、11次5カ年計画時(866企業)のほぼ20倍にあたる15980社¹⁶に拡大され、省エネ総量目標は、その2.5倍にあたる250Mtceに設定され、企業ごとの省エネ総量目標も確定され、割り振られた。

4. 結論

以上、11次5カ年計画時における省エネ目標再分配制度を中心に検討した。かかる結論は、以下のようにまとめることができる。

まず、中央政府と地方政府との間には明確な指揮・監督関係が存在しており、国によって分配された国家目標に対し、地方政府は執行の拒否をすることはできず、仮に拒否したとしても懲戒権限の発動が予定されているため、国家目標再分配制度には強い拘束力が働いていることが分かった。そして、省エネ目標再分配制度の政策実効性を確保すべく、目

¹⁴ この点については、以下を参照。

Feng Jie, Yuan Duanduan (2011) Behind China's green goals, *china dialogue*.

<http://www.chinadialogue.net/article/show/single/en/4181-Behind-China-s-green-goals>

¹⁵ 詳細は、国務院通達(2011年)26号「省エネおよび汚染物質総量削減政策の実施方案に関する国務院の通達」を参照。

¹⁶ 対象企業数は、国家発展委員会通達(2011)2873号「一万社プロジェクトの実施方法等に関する通達」に基づく統計値である。

標達成状況と地方政府の責任者の人事評価制度とリンクし、目標が達成できない場合は一票否決制度や問責制度を導入しており、企業に対しても、様々な規制措置が用意されている。

つぎに、地方政府が国によって分配された省エネ国家目標を、企業目標として分配する際、その割り振りの実効性、適切性を担保するため、国による産業グレードアップ目標制度や企業省エネ総量目標制度をも合わせて導入されている。

最終的に、新疆以外のすべての省級政府は目標を達成し、本制度制作は成功しているように見える。しかし、前述のように、中国各地で計画外停電を行うことによって目標を達成しようとする違法な取り組みが横行し、目標再分配制度に関する様々な反省点も残る。例えば、実現可能性の欠けた目標設定や不合理な目標決定プロセス、制度の運用状況を把握できるモニタリング制度の不在、多様な目標達成手法の欠如などが指摘された。

このような反省点に基づき、中国政府は、12次5カ年計画において、地方政府の現状に配慮した目標決定手法や決定プロセスを導入し、また、全国地域ごとのエネルギー消費状況等をリアルタイムで観測し、早期対策の導入指示を発令するモニタリングシステムの導入も検討している。また、目標達成手法の多様化をはかり、全国レベルの省エネ証書取引制度やカーボンマーケットの構築などについても検討している。

12次5カ年計画において掲げたCO₂目標を達成するため、国務院は国家目標再分配制度の適用を決定しており、また、省級政府ごとの目標分配もすでに振り割られた。さらに、2012年6月13日より、任意型温室ガス削減量取引制度もスタートし、CO₂目標実現のための仕組みづくりは着々と進んでいるように見える。省エネ目標の達成がCO₂目標実現に大きく貢献している点に鑑みると、同じ目標再分配制度を導入している両制度の整合性問題が今後の課題となりうる。この点については、今後の研究において引き続き追及していきたい。